

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」について（概要）

令和 4 年 1 月 7 日
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

1. 改正の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に基づき、一般化学物質を一定数量以上製造又は輸入した者は、毎年度、前年度の製造数量等を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項第 3 号において、第一種特定化学物質又は第二種特定化学物質に該当しないことが判明している化学物質等、リスク評価を行うことが必要と認められないものとして、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質は、届出義務を課さないこととしている（以下これを「届出不要物質」という。）。

今般の改正は、法第 8 条第 1 項第 3 号の規定に基づき公示している「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質」（平成 29 年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 1 号。以下「告示」という。）に、別添 1 に掲げる化学物質を追加するものである。

2. 改正の内容

平成 22 年度第 1 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第 94 回審査部会、第 98 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会で取りまとめられた「製造数量等の届出を要しない一般化学物質の選定の考え方について」（以下「選定の考え方」という。参考資料参照。）を踏まえ、以下の（ア）又は（イ）の経緯により、届出不要物質として別添 1 に掲げる化学物質を新たに選定したことから、これを告示に追加する。

（ア）平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において、法第 4 条第 1 項第 5 号に相当すると判定され、同条第 5 項の規定に基づき、名称を公示した化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項の規定に基づき、新規化学物質の名称を公示する件（令和 3 年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 4 号）のうち、選定の考え方（1）に鑑み、①第一種特定化学物質、②難分解性で人への長期毒性を有する疑いのある化学物質又は③難分解性で生態毒性を有する化学物質のいずれにも該当しないと判断されたもの。

（イ）令和 3 年 10 月の薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員

会において、選定の考え方（1）に鑑み、①第一種特定化学物質、②難分解性で人への長期毒性を有する疑いのある化学物質又は③難分解性で生態毒性を有する化学物質のいずれにも該当しないと判断されたものⁱ。

3. 告示日等

告示日：令和4年3月下旬（予定）

適用期日：告示日

（以上）

ⁱ 令和3年10月に審議した物質は、エチル＝プロパー2－エノアート・エチル＝2－メチルプロパー2－エノアート・ブチル＝プロパー2－エノアート共重合体（化審法番号(6)-553、既存化学物質）、エピクロロヒドリン・エチレンオキシド・アリルグリシジルエーテル共重合体（化審法番号(6)-1547、公示日1978/11/30）、ポリエピクロロヒドリン（化審法番号(7)-1239、既存化学物質）、エピクロロヒドリン・エチレンオキシド共重合体（化審法番号(7)-1247、既存化学物質）及びエピクロロヒドリン・アリルグリシジルエーテル共重合体（化審法番号(7)-1248、既存化学物質）の5物質。